

非常変災時の授業について

台風、大雨、強風、大雪等の非常変災時（交通ストを含む）の授業については、以下の通りとする。

1 気象警報・特別警報（大雨・大雪・洪水・暴風・暴風雪）発令時

判断の基準（登校時間の時点）			本校の対応
警 報	A	木更津市に「警報」「特別警報」が発令	①解除されるまで 全員 自宅待機。 ②解除され次第、安全に留意して登校。 授業を繰り下げて実施。 ③11 時の時点で解除されない場合は、臨時休校。
	B	自宅のある自治体（木更津市以外）に「警報」「特別警報」が発令	・該当しない生徒は、安全に留意して登校。 ・該当する生徒は、 ①解除されるまで、自宅待機。 ②解除され次第、安全に留意して登校。 ③11 時の時点で解除されない場合は、1 日公欠。

2 交通障害時

判断の基準（午前 7 時の時点）			本校の対応
内 房 線	A	上り、下りとも不通	臨時休校
	B	上り、下りの一方のみ不通 ----- 大幅な遅れ	授業を繰り下げて実施

3 その他

- ①定期試験日については、天候や J R の運行状況次第で午後に実施する。その最終決定は、当日朝の打ち合わせで行う。決定が困難な場合は臨時休校とし、当日の試験科目は、後日実施する。
- ②上記 1 「気象警報・特別警報発令時」、2 「交通障害時」の対応については、1 を優先する。
- ③上記 1 「気象警報・特別警報発令時」、2 「交通障害時」において、表記以外の場合は、通常授業。ただし、状況に応じて対応する。
- ④登校不能な生徒は、公欠扱いとする。